

K230.1

7a

2

文學博士井上哲次郎著

訂正女子修身教科書卷二

東京 金港堂書籍株式會社

勅語  
朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ守ルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ奉ルニ精ニ心ヲ一ニシテ淵源ノ美ヲ濟セルレ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾皇民友相信シ恭儉己レ禮儀ヲ修メ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ禮儀ヲ修メ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ禮儀ヲ修メ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ

以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラ

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日  
御名 御璽

20115  
東京

正訂 女子修身教科書卷二目録

篇 一 篇	家庭に於ける心得	一
第 一 章	父母に孝なるべき事	一
第 二 章	兄弟に友なるべき事	四
第 三 章	奴婢を憐むべき事	七
第 四 章	家政を攝理すべき事	九
第 二 篇	國家に對する心得	一二
第 一 章	國體を尊ぶべき事	一二
第 二 章	國憲・國法に遵ふべき事	一四
第 三 章	義勇公に奉ずべき事	一七

第三篇 社會に對する心得

- 第一章 長者を尊敬すべき事 一九
- 第二章 公益を圖るべき事 二一
- 第三章 公共物を保護すべき事 二三
- 第四章 地位相應にふるまふべき事 二六

第四篇 修徳に關する心得

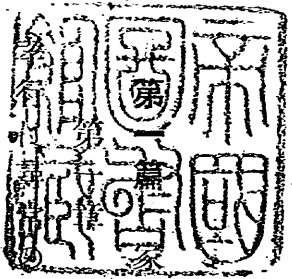
- 第一章 天職を自覺すべき事 二八
- 第二章 仁愛なるべき事 三〇
- 第三章 誠實なるべき事 三三
- 第四章 柔和なるべき事 三五

- 第五章 自重すべき事 三七
- 第六章 謙讓なるべき事 四〇
- 第七章 綿密なるべき事 四二
- 第八章 着實なるべき事 四五
- 第九章 質素なるべき事 四七
- 第十章 理財をつとむべき事 四九
- 第十一章 獨を慎むべき事 五二
- 第十二章 反省すべき事 五四
- 第十三章 善に遷るべき事 五七
- 第十四章 過を改むべき事 五九

第十五章	勇氣あるべき事	六一
第十六章	己れに克つべき事	六三
第十七章	忍耐すべき事	六六
第十八章	誘惑に打勝つべき事	六九
第十九章	操持を完うすべき事	七二

訂女子修身教科書卷二

文學博士 井上哲次郎著



庭に於ける心得

父母に孝なるべき事

孝行は難事に非ず

ふべからず、又孝子は、千百人の中、唯一二人あるのみと思ふべからず、禽獸すら孝行の道を知れるものあり、人として誰か孝子となり能はざらん。孝子の道は多しと雖も、幼少の時に於ては、唯よ

幼時の孝行

成人の孝行

く父母の命令を守るべし。例へば、書を讀め、使に行けと命ぜられたらんとき、謹み承けて、書を讀み、使に行くは、即ち孝行なり。

然れども、成長して後は、唯父母の命令に従ふのみを以て、孝道を盡せりといふべからず、宜しく更に敬と愛とを致すべし。敬とは、父母を尊び敬ひて、言語にも動止にも、禮を失はざるを云ひ、愛とは、父母をいとほしみ、厚く之を養ふを云ふ。

されば、父母の飲食を甘美にし、起居を安穩にすとも、未だ孝道を完うせしものと思ふべからず、已

完全なる孝道

父母死後の孝

れの身の健康を保ち、品行を慎み、よく其の務を勵みて、家風を高め、以て父母の心を安んずべし。此くの如くにして、父母生前の孝道を完うしたるものと謂ふべし。

父母を敬愛するは、獨り父母生前の間にのみ止むべからず、其の死するに及んでは、禮を以て之を葬り、常に其の鴻恩を追懷して、永く香花を絶たざらんことを期すべし。

若き時は、動もすれば父母の愛に馴れて、孝養を怠ることなきに非ず、父母死して後、之を悔ゆとも、

古語

遂に及ぶことなし。故に我等は、其の生存の日に於て、出来得る限り孝養を盡さざるべからず。古語に、『孝子は日を愛しむ』といへるは、是の意なり。

勅語

孝は、百行の本、萬善の基なり。能く孝道を盡すものは、他の百行、皆よく治りて、諸般の善事、自ら生ずべし。故に勅語に、『爾臣民父母ニ孝ニ』と宣ひて、第一に孝道を諭し給へり。

友愛の道

### 第二章 兄弟に友なるべき事

兄弟姉妹は、同じ樹幹より出でたる枝葉の如く、

勅語

同じ父母の血を分けて生まれたるものなれば、親子の外には、これほど親密なるものはなし。故に兄と姉とは、弟と妹とを愛し、弟と妹とは、兄と姉とを敬ひ、相和樂して、互に助けあふべきなり。之を友愛の道と云ふ。勅語に、『兄弟ニ友ニ』と宣へるは、此の事なり。

友愛と孝行

兄弟姉妹、友愛の心篤くして、學校に行くにも、又遊戯をなすにも、常に睦しくするとき、父母の喜これに過ぎたるはなかるべし。されば、兄弟姉妹の、友愛に篤きは、唯各自の幸福なるのみならず、又父

母の心を安んじて、孝道の一端ともなることを忘るべからず。

二億計弘計  
二皇子

昔億計弘計の二皇子、事によりて、民間に匿れ、頗る艱難をなめ給ひしかど、友愛の御心篤く、相愛し相助けて、時節の至るを待たせ給ひしに、其の御志空しからずして、遂に清寧天皇の御養子となり、後には天位に上り給へり。其の友愛の御心の篤かりしこと、畏くも我等臣民の爲めに、範を垂れ給ひしものと申すべきなり。

俳句

第三章 僕婢を憐むべき事

「初雪やあれも人の子樽拾ひ」とは、人のよく知れる俳句なり。白雪ふりつもりて、隙すきもる風のいと寒きをり、富家の子女は、衣服暖かにうち重ね、爐火を圍みて籠り居るべけれど、他人の家に事ふる僕婢は、一枚の綿入、一足の草鞋にて、風雪の中に奔走し、其の勤を果すこと、人生の幸不幸甚だ異なりと謂ふべし。前の俳句は、よく此の間の意味を言ひ盡して、巧に愛憐の情を述べたるものなり。僕婢を使ふものは、常に此の情あらまほしきことなり。



使婢に對する道

僕婢は、其の身貧しきが故に、暖かなる一家の團樂をすて、他人に事ふるものなれば、其の不幸固より憐むべきなり。されば之を使ふ人は、常々目をかけ、寛大に之を取扱ひて、苛酷なる仕方なすべからず。而して其のひま／＼には、行儀作法讀み書き裁縫などを教へて、當人の將來の爲めをも圖るべし。

使ひ方の過當

世には、些細の事にも、僕婢を煩はして、其の勞を顧みざるもの少からず。是等の人は、起くる時、臥す時、出づる時、入る時、坐作進退、一も彼等の手足に倚

家政上の修養

らざるなし。報酬を與へて使ふものとは云へ、僕婢に對する道、いかでか此くの如くなるべき。

#### 第四章 家政を攝理すべき事

孝養・友愛の外、家庭に於て最も大切なるは、家政に必要な諸徳を修養すべきことこれなり。女子は、早晚主婦として、繁雜なる家政を治め、又之を改良せざるべからざるものなれば、早くより、これが心掛をなすこと肝要なり。

子女の教

中にも大切なるは、子女の教養これなり。子女は、

我身我家我國の後繼者なれば、これに善良なる教育を施し、智徳兼ね備り、健全にして獨立の人たらしむるは、本人及び父母の爲めなるは勿論、また國家社會の爲めなりといはざるべからず。されば、其の教養に關する方法は、詳に之を研究せざるべからず。

經濟の必要

次に留意すべきは、經濟の道なり。凡そ子女の教養、家庭の平和より、忠孝仁義の道に至るまで、完全に之を盡さんには、必ず先づ其の衣食を足し、其の生計を豊にせざるべからず、況や天災地變疾病等、

理財と節用

人生には不慮の災難あるを免れざるをや、實に人生の幸福は、多く經濟の如何んにありといふべし。殊に文明の進歩は、經費の膨脹を伴ひ、國民にして、之に堪ふること能はざるときは、國家の存立を危くするに至る。果して然らば、經濟の必要、推して知るべきなり。

されば、一家の主婦たる者は、綿密なる豫算を立て、入るを計りて出づるを制し、益なき外見の爲めに、身分不相應の出費を爲すべからず、又些細の物といへども、務めて利用節約の道を講ぜざるべからず。

用繁  
務多  
なる

らず。

其の他、洒掃・應對・裝飾・衛生・裁縫・洗濯・料理・看病より、娛樂の法に至るまで、主婦の管理すべき用務實に多し。されば、修養ある婦人にあらざれば、到底、我が夫をして、後顧の憂なからしめ、よく家政を攝理するの良妻賢母たるを得ざるべし、努めざるべけんや。

## 第二篇 國家に對する心得

### 第一章 國體を尊ぶべき事

皇室

國民

皇室と國  
民

大日本帝國は、建國以來、茲に二千五百有餘年、一系の天皇、之を治め給ひて、寶祚の隆たかなること、天地と共に窮りなし。又其の皇室に仕へ奉る臣民は、皇統の末流を汲める者に非ざれば、神孫に隨ひて、此の國土に來りし者の子孫なり。但し此の外に、外國より歸化せしものもなきに非ざれども、其の數甚だ少きのみならず、既に我が國俗に同化せられて、今は他の二族に異なることなし。されば我が皇室は、畏れ多くも、一般國民の大宗家におけし、まして、國民は、皆骨肉同胞の關係を保てるものなり。此

くの如くめでたき國體は、世界萬國、何れの處にか  
これあるべき。

我等は、斯かる尊き國に生まれて、而も又明治の  
聖代に遭へり、其の幸福限なしと謂ふべし。然らば、  
各自其の才能を磨き、徳行を積み、文明國の女子と  
して、此の國體を恥しめざらんことを務めざるべ  
からず。

## 第二章 國憲國法に遵ふべき事

國憲とは、國の基を定めたる憲法にして、國法と

文明國の  
女子

憲法

法律命令

は、政府より發する所の種々の法律命令なり。謹ん  
で案ずるに、我が憲法は、今上天皇陛下が、皇祖皇  
宗の遺訓に基づき、國運を進めて、我等臣民及び其  
の子孫の幸福を増さん爲めに、制定し給ひし大典  
にして、其の貴重なるは言ふを俟たず。又時々政府  
より發布する所の法律命令も、國家を治め、人民の  
生命財産名譽を保護する上に於て、缺くべからざ  
るものなれば、我等は、憲法に遵ひ、國法を守りて、國  
家の繁榮を圖らざるべからず。勅語に、國憲ヲ重シ  
國法ニ遵ヒ」と宣へるは、是の謂なり。

勅語

初鹿野傳と  
右衛門局と

徳川家光の乳母春日局、或る時、公用にて外出し、夜更けて歸りしとき、門は既に鎖されたり。局自ら聲をかけて、春日なり、門を開かれよと言ひたりしに、守門の吏初鹿野傳右衛門は、春日にもあれ、神明にもあれ、國法は破るべからず、將軍の命令なき中は、開門の事、思ひもよらずと答へたり。されど局は、初鹿野が言の理あるを思ひ、寒風に吹かれて、門外にただずみ、將軍の許可の下るを待ちたりとぞ。法を重んずること、何人もかくあらまほしき事なり。

皇室と國  
家との恩  
惠

### 第三章 義勇公に奉すべき事

凡そ國民は、其の國家の爲めには、如何なる事も爲さざるべからず、況して我等、文明國の國民として、安らかに己れの業をいとなむは、これ皆我が皇室と國家との恩惠なれば、萬一國家に緩急あらんときは、義勇を以て公に奉ずるの覺悟なかるべからず。勅語にも、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と宣へり。

方今宇内の形勢を察するに、列國みな外には平和の色を粧へども、内心は實に測るべからざるも

宇内の形  
勢

勅語

のあるなり。我が國の如きも、内訌の虞おそれこそあらざるべけれ、外國との間には、必ずしも又事變の生ずることなしと謂ふべからず、されば、我等國民たるものは、平生心を此に留めて、皇室の御爲め、且は國家の爲めに、潔く其の身を捧げんことを忘るべからず。

女子の奉

女子は、男子の如く銃を執りて、戦鬪に加はるること能はざれども、義勇は、必ずしも銃劍のみによりて行はるべきものにあらず。婦人の本分たる、家政を整理し、職業を勵み、子女の教養を完うし、夫をし

て内顧の憂なからしめ、又勤儉貯蓄して、恤兵慰問遺族扶助等に盡し、或は負傷者を介抱する等の如き職務に服するも、亦これ義勇公に奉ずるものといふべし。

### 第三篇 社會に對する心得

#### 第一章 長者を尊敬すべき事

長者

長者とは、我より年長なる人をいふ、凡そ長者は之を尊敬せざるべからず、又たとひ年長ならずとも、經驗智能、共に秀でて、世上の事理に通ぜる人、又

長者に對する道

は品性高く、徳行ありて、人に重んぜらるる人は、また長者として、之を尊敬すべきなり。

長者我に問ふことあらば、叮嚀に我が知れる所を答ふべく、長者我に命ずることあらば、力を盡して之を務むべし。若し長者と會食することあらば、長者に先ちて、飲食すべからず。若し長者と相伴ふことあらば、長者に先んじて歩行すべからず。又若し多人數集れる處に、長者入り來ることあらば、己れの席を譲りて、長者の下に坐すべし。長者の前にて談話するときは、殊に言語を慎むべし。又長者と

公共の利益

共に遊戯するとき、深く我が舉動を誡めて、苟も敬意を失ふべからず。是等は、何れも日常の小事なれども、常に注意せざれば、思はず長者を尊敬する道に背きて、或は社會より擯斥せられ、或は世人の誹を招くに至るべし。

### 第二章 公益を圖るべき事

我等は、我が町村に住居する上は、其の町村一般の利益を圖らざるべからず。又府縣の人民としては、其の府縣一般の利益を圖らざるべからず。又國

勅語

家の臣民社會の一員として、其の國家と社會との一般の利益を圖らざるべからず。勅語にも、進テ公益ヲ廣メト宣ヘリ。

如何にして、町村の利益を圖らんか、學校振はずば、之を盛ならしむべく、道路壞るれば、之を修繕すべく、惡疾流行すれば、之を豫防すべし。如何にして、府縣國家社會等の利益を圖らんか、殖産興業の事に心を用ふるも可なるべく、富國強兵の道に意を留むるも可なるべし。又博愛の爲めに盡し、慈善の法を講じて、孤兒貧民を救助するも、不可なること

町村  
府縣  
國家  
社會  
の  
利益

例話

なかるべし。畢竟時と處とによりて、相應の計畫あるべきなり。

鈴木今右衛門の妻あるは、瓜生岩女の如き、公共の爲めに盡しし婦人の事蹟は、宜しく我等の模範とすべき所なり。

### 第三章 公共物を保護すべき事

總べて公共の爲めに經營したる物は、務めて之を保護せざるべからず。然るに、世には、冷かに之を見て、敢て其の保護を與へざるのみならず、反つて

公共物



之を破壊せんとするものなきにあらず、眞に惡むべき所爲と謂ふべし。

會場の器

公衆の會場を見よ、其の備へ付けられたる机椅子等は、大抵毀損せられ、其の塀壁門扉等は、樂書を以て満たさるるにあらずや。又公園又は街道に植ゑ付けられたる樹木を見よ、美しき花は、折り去られ、甘き果實は、摘み採らるるにあらずや。而してこれただ兒童の惡戯のみならず、紳士貴女と呼ばれる人までも、時に或は此の心なき事を爲すといふ、豈歎息すべき事ならずや。

公園及街道の樹木

公園の貴婦人

曾て某地に公園を新設することありて、櫻の苗木數百株を植ゑ込みたりしに、何時とはなしに、其の數減じて、翌年の春には、僅に數十株を残すのみとなりぬ。茲に於て、其の地の知事、嚴しき標札を立てて、之を抜き去ることを禁じたりしが、或る日、盛装せる貴婦人來り、侍婢に命じて、其の櫻の枝ぶり最も面白きを折り取らしめ、平然として携へ去れりといふ。嗚呼何ぞ我國人の公共心に乏しきや、我等は、深く之を誠めざるべからず。

第四章 地位相應にふるまふべき事

上下の別  
 人は、生活の程度と、職業の種類とに由りて、自ら其の地位に上下の別を生ずるものなり。されば、高貴の地位に在るもの、卑賤の地位にあるもの、各身分相應にふるまふべし。分限を越ゆるは宜しからず。而して卑賤なるものは、必ずしも卑賤の行爲に甘んずべきにあらざれども、高貴なるものは、決して卑賤の行爲を學ぶべからず。これ社會の秩序を維持する上に於て、最も注意すべき事なりとす。  
 高笑放歌、傍に人なきが如き、又野鄙にして聽く

下等社會  
人と高貴の

世上の風  
紀

に堪へざる戲談を爲すが如き、不學無智なる下等社會の所爲としては、深く咎むべからざるも、若し地位高き人にして、此くの如き行動を爲すことあらば、世上の風紀は、遂に必ず紊るべし。然るに今や、高貴の人にして、動もすれば、公會の場所に於て、不作法なる舉動をなし、下品なる談話をなし、我は紳士なり、予は貴女なりと思へるものあり、而して之を見聞する人も、亦尋常の事として、敢て咎むることなし。此くの如き有様にては、上下の別、判然定らずして、社會の秩序、爲めに破壊せられんとするの

恐なしとせず、豈誠めざるべけんや。

二八

#### 第四篇 修徳に關する心得

##### 第一章 天職を自覺すべき事

女子は、男子に比するに、其の身體の構造を異にするのみならず、心意の作用、亦同じからず、隨つて其の執るべき業務及び備ふべき徳性も、男女間に異同を生ずるは、已むを得ざる所なり。

男子は、主として外に出てて、國家社會の業務に従事すべきも、女子は、多く内にありて、家政を治め、

男女の差

一般の通則

壯美と優美

大なる謬見

家人の和合を謀るを以て、其の任務となすものなれば、溫柔にして貞婉なるを、女子の第一の徳性とす。又其の動止は、しとやかにして、優美なるべく、言語は、やさしくして、上品なるべし。即ち男子は壯美を貴び、女子は優美を貴ぶ、兩性各、其の長所を發揮して、相共に家族、國家、社會に盡すべきなり。

今の女學生、動もすれば、女子として、其の本務の盡すべく、其の特性の貴ぶべきものあるを打忘れ、男子の如くならん事を欲し、男子の如き業務を執らん事を希ふものなきにあらず。或は又家事の煩

女子の快樂名譽

勞を厭ひて、一生獨身の生活を營まんとするもの稀なりとせず。天理に負き、人情に反すること、甚しきものといふべし。  
女子は、妻として、又母として、家を治むる事の、其の性に適するは、古今東西かはる事なし。従つて之を全うするは、女子の天職にして、女子の快樂と名譽とは、又自ら其の中にありと謂ふべし。

### 第二章 仁愛なるべき事

人生の榮枯盛衰

人生の榮枯盛衰は、多くは各人の賢愚強弱に由

古語の意義

るものなれども、又必ずしも、然らざることあり。中にも、意外の災禍に遭ひて、不幸の境遇に陥り、或は癡疾不具の人となり、或は鰥寡孤獨の身となりて、生計の道を失ふものは、其の人の罪にあらずして、誠に命運の致す所なり。されば、志あるものは、是等の人には、熱き同情をよせて、之を救助すべきなり。  
孔子の弟子、曾て仁を孔子に問ふ、孔子答へて曰はく、其れ恕かと。蓋し恕とは、己れを推して他人に及ぼす意義にして、仁愛の心より生ずるものなり。故に苟も仁愛の心あらんには、いかてか斯かる不

宋襄の仁

幸の人に同情をよせざらん。我等は、其の人の誰たるを問はず、薄命に泣けるものは、必ず之を救ふべし。然れども、無稽の仁愛は、動もすれば累を我身に及ぼすことあれば、深く注意せざるべからず。所謂宋襄の仁は、亦知者のなす所にあらざるなり。

勅語

凡そ事は、何によらず、皆本末前後あるものなり。仁愛を施すにも、亦此の理に背くべからず。勅語に、「博愛衆ニ及ホシ」とあるが如く、己れに最も關係厚き一家親族を先にし、次に一村一國におし擴め、而して終に天下公衆より、禽獸蟲魚にまでも及ぼす

仁愛を施す順序

べし。世人多く此の次第を誤れり、親疎の別を知らざるものと謂ふべし。

仁愛の報酬

人の仁愛を施すは、良心の命ずる所に基づき、自ら進んで之を行ふものなれば、決して之に對する報酬を望むべからず。報酬を望むは、仁愛を商ふものにて、其の心頗る卑し。積善の家には餘慶ありと言へるが如く、たとひ之を望まずとも、自然に其の應報あるべきなり。

### 第三章 誠實なるべき事

假面

外には如何に容貌を飾るとも、内に汚れたる心ある人は、なほ美しき假面をかぶれる悪魔の如し。又如何に言を巧にし、色を令くすとも、其の心正しからざれば、人語をなせる禽獸に比すべし。これ皆人を欺き、己れの悪を蔽ふ手段にして、共に不徳の甚しきものなり。

誠實の要

人若し自ら顧みて、内に恥づる所あらんには、錦衣玉食の身と雖も、一日も心を安んずること能はず。故に人若し幸福ならんと欲せば、必ずや誠實ならざるべからず。誠實とは、飾らず、偽らず、心に一點

古語

古歌

の曇なく、内外一致して、言行に表裏なきをいふ。人は誠實なるによりて、始めて内心の平和と満足とを得るのみならず、誠實の心より出てたる言行は、よく他人を感動せしめ、無我の小兒も之になつき、縁なき人も之を敬ふに至るべし。古語に曰はく、至誠よく人を動かすと。又古歌にも、心だに誠の道にかなひなば祈らずとも神やまもらんといへり。

第四章 柔和なるべき事

言語柔和にして、人に對して、何事も逆らふこと

女子の美德

なきは、女子に貴ぶべき美德なり。柔和を以て人に對すれば、人の怒を招くことなくして、よく感情を和ぐべし。若し之に反して、些細の事をも怨み怒りて、争ひ罵ることあらば、他人の感情を損じて、遂には世に容れられざるに至らん。

夫に對する柔和

殊に女子は、夫に對して、柔和の徳を守らんこと肝要なり。如何に心猛き夫にても、其の妻の飽くまで柔和なるを見れば、終には自ら其の心を和ぐべし。果して然らば、たとひ家内に風波おこらんとすとも、忽ち靜穩に歸すべきなり。

柔和と懦弱の別

然れども、柔和を誤りて、懦弱に流るべからず。柔和なる中に、犯し難き威嚴の何となく存するやうに心掛くべし。威嚴を存せざる柔和は、時に懦弱に流れて、人の侮を受くることあるものなり。

垂柳の譬

楊柳の枝を垂れたるは、長閑に吹ける春風にも靡くやうに見ゆれども、何れの處にか強き處ありて、如何なる暴風にも折るることなし、これ柔和の本旨とも見るべきなり。

### 第五章 自重すべき事

自暴自棄  
の弊

人若し自暴自棄して、己れを重んぜざれば、終に何事をも爲し得ざるのみならず、不義不徳の人となりて、世の擯斥を受くるに至るべし。故に能く自己の價値を知り、自己の地位を顧みて、自ら侮ることなく、社會に立ちて、事を處するに、一舉一動を愼み、篤實にして、威重を保つべし、是を自重の徳といふ。

自尊心なき女子

自尊心なき女子は、長者の紹介なくして、軽々しく男子と交り、或は之に私信を送り、或は其の無禮なる言動に對して、斷然之を拒絶すること能はずして、遂に貞操を破るに至ることあり、戒めざるべけんや。

自重と自  
軽

如何なる人にてても、我に接して、一たび其の氣高き女子たることを知らば、敢て輕侮するものなかるべし、況や亂暴を加ふるをや。されば、古來賢母と稱せられ、良妻と呼ばれ、淑女とたたへられて、其名を不朽に留めたる人は、皆内に自ら重んずる所ありし人なり。之に反して、自ら輕んずるものは、其の智徳の修養をつとむる事なく、品性漸く墮落して、遂に挽回すべからざる邪道に踏み迷ふに至る。



自重の徳、豈片時も忽にすべけんや。

第六章 謙讓なるべき事

自重に失すれば、傲慢に流る、之が中正を守るは、謙讓の徳とす。而して謙讓の徳は、女子に於て殊に貴重なり。女子は、學問技藝に、多少長ずる所ありとも、之に誇りて、人に高ぶる心あれば、世人に擯斥せられて、遂に社會に容れられざるに、至るべし。故に常に謙讓の徳を守りて、夢にも驕慢の態度を爲すべからず。

女子の  
特  
に  
美  
徳  
を  
修  
む

驕  
慢  
の  
弊

貴人長者は、言ふも更なり、縦ひ卑賤なるものにも、驕慢の態度を以て、之に對すれば、彼の心服を得ること能はざるのみならず、時には、却つて輕蔑せらるることあるものなり。況や親たり夫たる人に向ひて、我が學識を誇り、我が才能を高ぶるが如きことあらんには、遂に其の親愛の心を失ひて、不幸の境遇に陥ることあらん、慎むべし。

自重と驕慢との別ある如く、謙讓と卑屈とも混同すべからず。謙讓なれば、人に尊敬せらるべきも、卑屈なれば、人の侮を受くべきなり。我國の女子、特

謙  
讓  
と  
卑  
屈

巨勢氏の謙徳

に此に注意すべし。  
徳川吉宗の生母巨勢氏は、高貴一藩にならぶものなくして、人々の尊敬、淺からざりしかど、少しも驕り高ぶる心なく、常に吉宗を戒めて、昔の三萬石を忘れ給ふなと言ひけりとぞ。此の謙讓の母にして、始めて此の英邁の兒ありしなり。みのるほど頭の低き稻穂かなの句、よく此の徳の意を盡せるものといふべし。

第七章 綿密なるべき事

古諺

支那の諺に、泰山を踰えて、蟻垤に躓くと云へることあり。蓋し泰山の如き峻峻なる高嶺は、一步一步、意を留めて踰ゆるが故に、却つて過失なかるべけれど、蟻垤の如きは、始より之を眼中に置かざるが故に、遂に躓き倒れて、負傷することあるものなり。

大事と小事

世上の事は、大抵此の諺の如く、大事には、大に注意するが故に、過失もなく、蹉跌もなければ、小事には、少しも心を用ひざる故に、意外の過を來して、却つて失敗を招くものなり。されば、畢生の力を盡

して計畫したる大事業が、些細なる不注意の爲めに、終に失敗に歸したること、古來其の例に乏しからず。

然るに、世人動もすれば、小事に心を用ふるもの、何ぞ大事を成すことを得んと言ふものあり、大なる謬と謂ふべし。古來英雄豪傑は、常に小事に綿密にして、毫も粗放ならざりし人々なり。

殊に女子は、其の身、外に立ちて、大計畫を爲し、大事業を成すこと甚だ少く、大方は、内に在りて、家政を掌るものなれば、綿密の缺くべからざるは、男子

女子の綿密

に比して、更に大なるものあるべきなり。

昔土井利勝は、一線の唐絲の席上に落ちたるを拾ひ取り、之を近習に命じて、丁寧に藏せしめ、此の最小の物も、なほ數十人の手を勞して、始めて用を爲すに至れるなりと言ひしとぞ、其の綿密の徳を守りしこと、斯くの如し。

土井利勝

第八章 着實なるべき事

男子は嚴正を貴び、女子は柔和を貴ぶ、男子は剛強なるべく、女子は優美なるべし。此くの如くにし

嚴正と柔

剛強と優美

浮華

て、社會の狀態は、始めて圓滿なるものなり。  
女子は、柔和にして、優美なるを貴べども、柔和は、  
懦弱に流れ易くして、優美は、浮華に陥り易ければ、  
常に之を慎まざるべからず。

輕薄

衣服の嗜み、結髮の好み等、よろづ時様を追うて、  
流行に走り、ひたすら華美ならんことを務むるは、  
浮華なり。言語眞實ならず、舉動靜婉ならず、總べて  
異常にして、人目を惹かんことを求むるは、輕薄な  
り。浮華にして輕薄なるは、同好の輩にこそ歡ばる  
べけれ、心ある人は、爪弾ツメヒキして之を卑しむべし。然る

着實の徳

に世には徒らに華美にして、人目を惹かんことを  
望む女子少からず、誠に解すべからざる事ならず  
や。女子は、何事も着實を旨として、人に嘲笑せられ  
ざるやうにすべきなり。

衣食住

第九章 質素なるべき事

人の生存に缺くべからざるものは、衣食住なり。  
而して衣服は、寒暑を凌ぎ、飲食は、身體を養ひ、家屋  
は、雨露を防ぐを主とするものなれば、決して華美  
を好むべからず。よく己れの分限を守りて、質素を

心の錦

旨とせんことを心掛くべし。輕浮なる女子は、衣服の華美を競はんとする傾向あるものなれども、これ教育ある女子の安りに倣ふべきことにあらず。身には粗衣を着くとも、心に錦を飾らんことこそ望ましけれ。

質素と奢侈

奢侈に流るるは易く、質素を守るは難し。奢侈の増長するは、恰も水流に従ひて樹を操るが如く、識らず知らずの間に、其の極所に到るものなれば、常に注意して、之を防がざれば、遂に回復すべからざるに至らん。然れども、着るべき衣服を着ず、食ふべ

吝嗇と儉約との別

き食物を食はず、公共の業も、慈善の事も、總べて之を抛ちて顧みず、唯徒らに貨財を吝みて、之を蓄積するが如きは、則ち吝嗇といふものにて、質素にはあらず。吝嗇は、集むるを知りて、散ずるを知らざるものなれば、質素儉約とは、全く其の道を異にす。されば我等は、儉約を守りて、質素なるべきも、これが爲めに吝嗇に流れざるやうに心掛くべし。

第十章 理財をつとむべき事

「妻は病床に臥し、兒は飢に泣く」とは、實に人生の

理財の必  
要

悲惨なる境遇を言ひあらはせる言なるが、實際此の境遇にあるもの少しとせず。然らざるものと雖も、何時如何なる事情によりて、斯かる悲境に陥る事なしといふべからず。これ人は常に理財の道を講じ、現在の生計を豊にすると同時に、子孫の爲めに計らざるべからざる所以なり。

## 理財の道

理財の道、其の宜しきを得んが爲めには、前章に述べたる勤勉・着實・質素等の徳を守ること肝要なるは言ふに及ばず、なほ之に加ふるに、節約・利用・貯蓄等に就いての心掛大切なり。

## 節約と貯蓄

凡そ一家の經濟、一事一物に就いては、些細なる費用に過ぎざるも、積り積れば、驚くべき巨額となるものにて、飲食物・被服・裝飾品を始めとし、薪炭・布片・紙屑に至るまで、節約利用を務むると否とは、一家の興廢を決するに足るものなり。今一家萬端の雜費を節儉し、一ヶ月壹圓づつの郵便貯金を爲せば、五十年にして、貳千四百七圓四拾錢參厘の巨額に達し、又年利七分にて、銀行に預け、年々利子を重ねる時は、十年と八十九日にして、元金の二倍に達するに至る。一人一家にして、斯くの如し、若し全國

の主婦、此の心掛を以て、家政を整理し、貯蓄・預金を爲さんには、其の額實に幾億に達すべし。

### 第十一章 獨を愼むべき事

伊勢貞丈曰はく、「獨を愼むといふは、人が見るによりて愼む、人が聞くによりて愼むと云ふ分け隔てなく、人の見ぬ處までも愼み、人の聞かぬ處にても愼むを云ふなり。人の見聞に構はず、我一分の愼なり。惡しき事は、必ず顯れ易きものなり。惡事千里を走る」とて、遠方までも、忽ち知るるなり。天知る地

伊勢貞丈  
の説

知る」とて、知れずといふことなし」と。

實に然り、實に然り。我自ら惡しと思ふ事は、人の見聞すると否とに關らず、決して之を行ふべからず。

他人の面前にては、極めて愼み深くして、毫も粗忽の動止なき人にては、時としては、これ他人の知れる事に非ず」と言ひて、私利私曲を行ふことなきにあらず。然れども、貞丈の説けるが如く、惡しき事は、必ず顯れ易きものなれば、我獨にて、他人は知るまじと思へる陰事も、何れの處よりか世に洩れて、

陰事の漏

獨を愼む  
意義

己れが信用を失ふものなり。故に人に對して、愧づべき所爲は、根本より之を絶つべきなり。獨を愼むとは、惡事を愼むのみの謂に非ず、惡念を愼み、邪心を愼むも、亦これ獨を愼むなり。我等は、よく此の義を究むべきなり。

第十二章 反省すべき事

性質の差  
別

人の性質は、必ずしも相同じきものに非ず、快活なるあり、幽鬱なるあり、輕躁なるあり、沈重なるあり、千差萬別、其の一樣ならざること、殆ど人の容貌

の各、異なるが如し。

されば、人々己れの言行に照らして、常に我が性質を反省し、其の足らざる所は、之を補ひ、其の缺けたる所は、之を充たさざるべからず。

修徳の  
法

修徳の法、甚だ多端なりと雖も、反省は、其の最も效力あるものなり。蓋し何人と雖も、短處缺點の無きものは、あらじ。されば、日夜其の言行を反省し、其の短處と缺點とを看出して、之を補正せんことは、我等の常に務むべきことならずや。

フ  
ラン  
ク

北米合衆國に、フランクリンといへる賢人あり



古語

き。曾て善良の習慣を作らんが爲めに、修徳の條目十三を定め、又毎日己れの言行を反省して、功過表を作り、若し其の言行にして、此の條目に背ける過失あるときは、其の上に黒點を附し、屢、之を數へて、深く自ら戒めたり。斯くて數月を経るに隨ひ、過失漸く減じて、徳性次第に高まりきと云ふ。

古語に曰はく、習慣は第二の天性なりと、又曰はく、性相近し、習相遠しと、されば我等は、朝夕反省して、善良の習慣を養ふことを心掛けざるべからず。

第十三章 善に遷るべき事

格言

容貌の美醜は、人の生來にて、如何んとも爲し難きものなれども、心は如何やうにも改め得らるるものなり。されば悪人も、其の心の持ちやうによりては、善人となること、必ずしも難きにあらず。古人が、悪は小なりとて之を爲す勿れ、善は小なりとて之を爲さざる勿れと云へりしは、實に不朽の金言なり。

善の大小

善は、必ずしも結果の大小によりて、上下すべきものに非ず。誠心誠意より出づる善は、最も貴ぶべ

し、名利の爲めに爲せる善は、偽善にして賤しむべし。故に善は、必ず誠心誠意を以て行ひ、小善なりとて、怠慢に付すべからず。

善の進歩  
善に遷るとは、唯不善より善に進むのみにあらず、又小善より大善に進むをも云ふなり。我等は、我が身分に應じて、益、大善に進まんことを計り、畢竟至善に到達するを以て目的となすべし。大善を爲し得べき地位にありながら、なほ小善に安んずるは、己れの地位を辱しむるものと謂ふべし。

第十四章 過を改むべき事

過失  
人誰か過失なからん、過失ありとも、之を覺りて、よく改むれば、即ち過失なきに近し。故に人は過失ありとも、深く恥づるを須ゑず、唯之を改むること能はざるを耻とすべし。

隠蔽の弊  
故に我若し過失ありと思はば、速に之を改むべし、決して之を隠すべからず。過失あるも、之を飾りて、其の非を遂げんとすれば、其の過失愈、益、大きくなり、遂に如何んともすべからざるに至らん。故に古人は、小人の過や必ずかざると言へり。

格言

然るに、人の目の、數里の遠きを望み得て、其の背を見ること能はざるが如く、才智ある人も、己れの過失は、意外に知り難きものなり。故に人は、常に他人の諫を聽きて、其の過失を知らんことを務めざるべからず。諫を聽きて、過失を改むるは、醫を招きて、病を治むるが如し、身に過失あるに拘らず、敢て人の諫を拒ぐは、醫を退けて、病を長どしむるに似たり、深く、誠むべし。

瀧鶴臺の妻が、紅白の毬をつくりて、善き心起りたるときは、白毬に絲をたし、悪しき心生じたる

瀧鶴臺の  
妻と曾子の

きは、赤毬に絲を添へ、其の大小を比較して、己れが功過を知りしが如き、又曾子が、日に三たび我身を省みて、其の過を正ししが如き、皆何れも模範とすべし。

### 第十五章 勇氣あるべき事

勇氣は、男子にのみ必要なりと思ふべからず、女子も亦勇氣なければ、其の身を全うし、其の務を果すこと能はざる場合少からず。

平生事なきときは、如何やうにてもあるべけれ

勇氣の必  
要

ども、皇室の御爲め、國家の爲め、父母良人の爲めには、勇氣を起して、努力せざるべからず。如何に柔和にして、優美なるを貴ぶとも、孱弱にして、艱難に堪へず、唯人の袖にすがりて、愛憐を求むるのみにては、文明國の女子として、耻づべきことなり。

勇氣と粗暴

然れども、勇氣を思ひ違へて、粗暴の言行を爲すべからず。世には、驕慢にして、父母良人を輕んじ、萬事我が意に任せて、他を顧みざるもの少からず。此の如きは、即ち亂暴にして、勇氣には非ざるなり。よく此の二つの差別を辨へ知りて、眞の勇氣を貴

ぶべし。

女子の勇氣

男子の平生大言壯語して、勇者の如く見するものは、眞の勇者に非ず。女子に於ても亦然り。故に女子は、常に其の面色を柔和にし、其の言語を優美にして、其の心底に勇氣を蓄へ、一家の爲め、業務の爲めに盡すべし。而して一朝事變あるときは、大に之を發揮して、其の身の務を完うすべし。

第十六章 己れに克つべき事

後光明天皇は、天資聰明におはししが、御性質甚

後光明天

だ雷鳴を嫌ひ給へり。然るに或る日雷鳴頗る烈しかりけるをり、天皇は侍臣に向はせ給ひて、朕學問によりて、己れに克つは、性の偏にして克ち難き所より克ち去るにあることを知りぬ。因つて思ふに、朕の雷を嫌ふは、性の偏なる所なるべければ、先づ之に克つことを務めざるべからずと宣ひ、玉座を御階の上に移させて、雷の鳴り止むまで、端座しておはししが、是より後、また雷鳴を嫌はせられざるに至りきといふ。

天皇の此の御動止は、古人が「學者は常に氣質の

格言

偏を察し、其の過を省みて改むべし。此くの如くせずば、學問の益なし、是學者の専ら務め行ふべき所なり。過を改むるは、氣質の偏に克つ道なり、氣質の偏なる所には克ち難し、常に務めて十分の力を用ふべしと云へるに符合せり。其の御盛徳のほど、感じ奉るに餘りあり。

抑、人の偏癖は、習慣より生ずるものと、天性に出づるものとあり、共に其の根柢甚だ深きものなれども、習慣の方は、自ら作るものなれば、自ら改むるに、改め難き理なし。天性の方にて、其の克ち難き

偏癖

氣隨氣儘

所より、勉強忍耐、久しきに亙りて、之に克たんことを勉むれば、遂には改め得べきなり。

彼の我儘者が、世に擯斥せらるるは、幼少より起臥・飲食・衣服等の事に就いて、氣隨氣儘の行爲をなし來り、習ひ性となりて、成長の後も、改むること能はず、何事も我身の得手勝手にふるまひて、他人の迷惑を顧みざるに因れり。年少の子女、深く戒めざるべけんや。

第十七章 忍耐すべき事

忍耐の必要

人生の煩はしき、世事の繁き、よろづの事物、すべて皆我が心に適するものにあらず、厭ふべく憎むべき事も多かるべし。然れども、其の心に適せざる毎に、之を怨み憤らば、一年三百六十五日、日として不愉快ならざるはなからん、これ豈人の耐ふべき所ならんや。故に常に忍耐を守りて、徒らに世と撞着せざらんことを努むべし。

女子、我が家にあるときは、相應の教育を受けて、才藝共に人に劣らざるものも、一旦他人に嫁すれば、家風習慣等の異なるところより、世間に慣れざ

忍耐の養成

る身の、單身外國に旅行したる思あるべく、又朝夕の事、我が心に適せざる爲め、腹立たしく悔しき事ども多かるべし。されど、事毎に怒り怨みて、強ひて我が意に随はしめんとすれば、遂に破鏡の歎を見ることあらん。故に年少の時より、よく忍耐の心を養成して、將來圓滿なる家庭をつくらんことを計るべし。

山内一豊の夫人

忍耐は、己れの幸福なるのみならず、進んでは、家を興し、名を成すの基となるものなり。昔山内一豊の夫人は、忍ぶべからざる貧窮を忍びて、父母恩賜

の黄金を藏め置き、夫が一生の大事に之を出して、其の名譽を買はしめたりといふ。我等は、之を模範として、忍耐の徳を養成すべきなり。

うき事のなほこの上につもれかし限りある身の力ためさん  
艱難汝を玉にす

第十八章 誘惑に打勝つべき事

我等は、徳を修め、善に進まんとするに當りて、種種の誘惑に打勝たざるべからず。

誘惑とは  
何を

誘惑とは、我を導きて、邪道に引き入るるものをいふ。衣食住を始めとし、交際又は讀書の間、皆それの誘惑あり、動もすれば、我等の感情を挑發して、不正の欲望を起さしむ。而して我等平生力めて之に遠かるべきは勿論、又豫め覺悟して、之に備ふるにあらざれば、忽ちにして其の害毒に罹り、財産を失ひ、健康を害し、義理に負き、名譽を損し、遂に一身を誤るに至るべし。

人の誘惑に赴き易きは、蟻の甘きに就くが如し、看よ、世間多くの痴人が、欲情の誘ふ所となり、之に

七〇

誘惑の危  
険

打勝つこと能はずして、身を亡ぼし、名を汚すもの、新聞紙上に、日々其の種を絶たざるを、これ皆一時の快樂を貪らんが爲めに、終生の福利を犠牲にするものにして、其の愚笑ふべきと共に、其の危険なること、實に寒心すべきにあらずや、殊に若き時は、身體の發育に伴うて、體欲盛なる時期なれば、我等は、一層注意して、是等の禍害に陥らざらんことを努めざるべからず。

勇氣に打勝つには、勇氣を養はんことを要す。勇氣なれば、假令邪惡と知りながらも、之を斥くる

勇氣



こと能はずして、識らず知らずの間に、不徳の深淵に沈むものなり。

第十九章 操持を完うすべき事

年若き者、一旦邪道に迷ひ入るときは、駿馬の奔逸するが如く、其の赴く所のいかんを知らず、明智も、これが爲めにくらまされ、判断も、これが爲めに誤らるるを常とするのみならず、其の極、如何なる不義不徳をも敢てするの破廉恥漢となるに至るべし、聞く、犯罪の種類多しと雖も、不正の欲望に原

因犯罪の原

因するもの、最も多しと。豈恐れて而して戒めざるべけんや。

女子の生命  
命女子の生

殊に女子の慎むべきは、品行を第一とす。蓋し貞操は、女子の生命にして、これ無ければ、才學如何に秀て、門地如何に高くとも、遂に語るに足らざるなり。若し一朝誘惑に誤られて、貞操を破ることあらんか、獨り我が身に終生癒ゆべからざる瘡痍を被るのみならず、又父母を辱しめ、祖先の名を汚し、不孝これより大なるはなし。

總べて事物は、其の初めに於て、之を慎まざるべ

しを慎むべ  
其の初め

230.1-11

からず、一たび誘惑に誤られて、之に踏み入るときは、水の低きに就くが如く、其の止る所を知らず。されば我等は、今に於て深く身を慎み、内外の誘惑に打勝ちて、操持を完うせんことを計らざるべからず。徳育の要實に此にありて存す。

正訂女子修身教科書卷二終

<p>正訂女子修身教科書卷二終 定價 附送 附送</p>	<p>刷行 印日六十月二年六十三治明 發日十二月二年六十三治明 刷印版再正訂日十一月十年六十三治明 發日三十月十年六十三治明 刷印版三正訂日一月二年七十三治明 發日四月二年七十三治明</p>
<p>發賣所</p>	<p>刷印版四正訂日八廿月十年九十三治明 發日四廿月十年九十三治明</p>
<p>賣捌所 全國各地特販賣所</p> <p>東京市日本橋區本町三丁目十七番地 三丁目十七番地 大阪市東區北久太郡町四丁目十五番地</p> <p>金港堂書籍株式會社 金港堂書籍株式會社支店</p>	<p style="text-align: center;">製複許不</p> <p>著作者 井上哲次郎</p> <p>發行兼 東京市日本橋區本町三丁目十七番地 刷行者 金港堂書籍株式會社</p> <p>社代表 東京市下谷區龍泉寺町四百十番地 表長者 原亮三郎</p> <p>印刷所 東京市本橋區藥地三丁目十五番地 帝國印刷株式會社</p>

237  
4.7  
4.66

